

生活福祉資金

教育支援資金(教育支援費・就学支度費)貸付のご案内

[平成22年4月現在]

社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会

この貸付事業は、資金の貸付を通じて住民の生活を支援し自立を図ることを目的として、低所得者世帯(生活保護基準額の1.5倍までの世帯または生活保護世帯)を対象に無利子で教育支援資金をお貸しする制度です。

貸与された資金は、卒業後、償還期間内に償還していただきます。

償還された資金は次に利用される世帯の貸付金となりますので、資金計画や将来の償還について十分お考えのうえ、お申し込みください。

なお、生活保護世帯は、生活保護より高校就学費用として就学に必要な学用品費、交通費、授業料等が給付されますので、具体的な給付内容について、まず、福祉事務所へお問い合わせください。

学校種別・学年別貸付限度額

[表1教育支援費] ()は生活保護世帯の貸付限度額

学校種別	月 額				学校種別	月 額							
	自宅		自宅外			自宅		自宅外					
高等 学校	国 公 立	1年	18,000円以内 (5,000円以内)	1年	23,000円以内 (10,000円以内)	短 期 大 学	1年	45,000円以内	1年	51,000円以内			
		2年	18,000円以内 (5,000円以内)	2年	23,000円以内 (10,000円以内)		2年	45,000円以内	2年	51,000円以内			
		3年	18,000円以内 (5,000円以内)	3年	23,000円以内 (10,000円以内)		1年	53,000円以内	1年	60,000円以内			
	私 立	1年	30,000円以内 (17,000円以内)	1年	35,000円以内 (22,000円以内)	大 学	国 公 立	2年	45,000円以内	2年	51,000円以内		
		2年	30,000円以内 (17,000円以内)	2年	35,000円以内 (22,000円以内)			3年	45,000円以内	3年	51,000円以内		
		3年	30,000円以内 (17,000円以内)	3年	35,000円以内 (22,000円以内)			4年	45,000円以内	4年	51,000円以内		
高等 専 門 学 校	国 公 立	1年	21,000円以内 (8,000円以内)	1年	22,500円以内 (9,500円以内)	私 立	国 公 立	1年	54,000円以内	1年	64,000円以内		
		2年	21,000円以内 (8,000円以内)	2年	22,500円以内 (9,500円以内)			2年	54,000円以内	2年	64,000円以内		
		3年	21,000円以内 (8,000円以内)	3年	22,500円以内 (9,500円以内)			3年	54,000円以内	3年	64,000円以内		
		4年	45,000円以内 (32,000円以内)	4年	51,000円以内 (38,000円以内)			4年	54,000円以内	4年	64,000円以内		
		5年	45,000円以内 (32,000円以内)	5年	51,000円以内 (38,000円以内)			5年	54,000円以内	5年	64,000円以内		
	私 立	1年	32,000円以内 (19,000円以内)	1年	35,000円以内 (22,000円以内)	大 学	私 立	1年	490,000円以内	大 学	私 立	1年	350,000円以内 (290,000円以内)
		2年	32,000円以内 (19,000円以内)	2年	35,000円以内 (22,000円以内)			2年	360,000円以内 (300,000円以内)				
		3年	32,000円以内 (19,000円以内)	3年	35,000円以内 (22,000円以内)			3年	370,000円以内				
		4年	53,000円以内 (40,000円以内)	4年	60,000円以内 (47,000円以内)			4年	380,000円以内				
		5年	53,000円以内 (40,000円以内)	5年	60,000円以内 (47,000円以内)			5年	500,000円以内				

[表2就学支度費] ()は生活保護世帯の貸付限度額

学校種別	金 額		
高 校	国公立	自 宅	75,000円以内 (10,000円以内)
		自宅外	85,000円以内 (20,000円以内)
高 等 専 門 学 校	私 立	自 宅	350,000円以内 (290,000円以内)
		自宅外	360,000円以内 (300,000円以内)
短 期 大 学	国公立	自 宅	370,000円以内
		自宅外	380,000円以内
大 学	私 立	自 宅	490,000円以内
		自宅外	500,000円以内

申込先

市町村社会福祉協議会

中学校(市町村教育委員会)を経由して市町村社会福祉協議会

教育支援費は申込時の学年の月額を適用します。

高校には専修学校の高等課程を、また短大には専修学校の専門課程を含みます。

大学院への進学及び外国留学は貸付の対象となりません。

就学支度費は、学校への入学に際し必要な経費(入学金・制服代等)です。また、申込みについては、入学するまで(入学日の前日)とします。

生活福祉資金・教育支援資金(教育支援費・就学支度費)の貸付条件

貸付対象となる世帯

- ・奈良県内に居住されている方(住所地と住民票が一致していること)。
- ・外国人は外国人登録をされており、現住所地に6ヶ月以上居住し、将来にわたって永住する見込みのある方に限り(外国人登録証明書の写しが必要)。

貸付のできない世帯

- 母子福祉資金その他の公的資金を借入できる世帯または、借りている世帯(相談・申込窓口は、市町村役所・場福祉担当課となります)
- 本資金の連帯保証人となっている人 すでに本資金、生活福祉資金等を借りて滞納している世帯

収入基準

借入申込者及び同居家族で収入のある方全員の収入が、生活保護基準額の1.5倍までの世帯または生活保護世帯(生活保護世帯の方は福祉事務所長の意見書が必要)

民生委員の意見書

申込にあたっては必ず担当地区の民生委員意見書が必要です。

申込時に必要な書類

- 申込書 合格通知書(新たに進学される場合) 在学証明書(在学中の場合)
- 世帯の収入額が分かるもの(所得証明書、源泉徴収票、児童扶養手当証書、年金振込通知書等)

事前申込の受付

入学金等納入期限に資金交付が間に合わないことが予想される場合は、合格前に受験票等により申込を受け付けることは可能です。なお、合格決定後、合格通知書を提出された段階で正式な決定を行います。詳しい内容は、窓口の市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

申込書の記入にあたって

借入申込者は就学者、また連帯借受者は生計中心者が自筆で記入のうえ、実印(未成年者は認め印)を捺印してください。

資金交付にあたって

貸付決定した場合、**貸付決定通知書、借用書、貸付金振込口座申請書及び償還金口座振替依頼書**が市町村社会福祉協議会を經由して届けられますので、借入申込者と連帯借受者が署名捺印(未成年者は申込書に捺印したものと同一印鑑)した**借用書(連帯借受者は必ず印鑑登録証明書を添付すること)**を市町村社会福祉協議会へ提出して下さい。

また、**貸付金振込口座申請書**の添付書類として、**振込銀行口座の通帳の写し**(口座番号及び名義の確認のため)を添付してください。なお、振込先は原則として借入申込者の通帳でお願いします。

注 借用書の記入について(借受申込者が未成年の場合)

生計中心者が連帯借受人になるとともに、民法第4条：未成年者の行為能力にもとづき、借入申込者の親権者または未成年後見人の同意が必要です。

両親が婚姻状態のとき、「法定代理人または後見人」欄には、両親とも署名捺印し、印鑑登録証明書を添付してください。

また、両親の離婚等により父母のどちらかと生活をしている世帯等の場合は、未成年者の親権を確認するため別途「親権を確認できる書類(原本)」を提出していただきます。

上記の**借用書、印鑑登録証明書、貸付金振込口座申請書及び振込銀行口座の通帳の写し**が市町村社会福祉協議会を經由して県社会福祉協議会に到着後1週間程度で本人口座に直接送金します。

なお、以降の教育支援費の送金は、在学証明書による確認により、6ヶ月分の金額を3月と9月に直接送金します。

償還内容

卒業されて、6ヶ月の据置後、償還が始まります。なお、利子は無利子です。

償還回数は10年以内です(年単位で期間を選択してください)。

償還方法

月賦または半年賦の元金均等償還です。

払込取扱票(ゆうちょ銀行、郵便局、南都銀行)及び口座振替(南都銀行)での償還が可能です。

延滞利子

最終償還期限を超過すると、残元金に対して延滞利子(年10.75%)がかかります。

その他

就学支度費の申込は入学するまで(入学日の前日)に限ります。

自宅外からの通学として申し込まれる場合は、貸付決定後「自宅外から通学することが分かる書類」を転居先が決まり次第速やかに提出していただきます。

高校就学費用の給付対象外あるいは給付の範囲内で賅えない経費(修学旅行費や私立高校における授業料の不足分等)に対する借入に限ります。[生活保護世帯の場合]